

今月の言葉

素直な心とは、全てに対して学ぶ心で接し、
そこから何らかの教えを得ようとする謙虚さを持った心である

総務部

扶養控除申告書提出のお願い

10月の給与明細書に年末調整の書類を同封しました。提出の際には、必要事項を記入のうえ、添付書類も忘れずをお願いします。この書類の提出がない場合、扶養家族がいても、いないものとして税金が計算されてしまいます。今年(2020年)に伸栄以外の会社で仕事をしていた人は、2020年分(令和2年分)の源泉徴収票も提出してください。外国に扶養家族がいる場合には、送金を証明する書類が必要です。送金証明は扶養する親族それぞれの分が必要になります。たとえば、海外に妻と子があり、その2人を扶養している場合には、妻と子のそれぞれの宛名で送金している証明書が必要になります。妻に対してまとめて送金している場合には、子を扶養に入れることはできません。証明書の確認をお願い致します。2020年より「給与所得者の基礎控除等申告書」と「所得金額調整控除申告書」が新設されました。こちらの様式も必ず提出してください。提出されない場合、基礎控除が受けられません。



永住者の在留カード更新

最近、永住者の在留カードの有効期限切れが多発しています。永住者の方が、更新申請を行わなかった場合、入管法第71条の2の規定により、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。右写真の赤枠内に表示されている有効期限を必ず確認し、期限切れを起こさないよう徹底しましょう。

伸栄では、伸栄の従業員と、同世帯の扶養家族に対して、1人1,000円で永住者の在留カードの有効期間更新申請の手続きを行っています。申請は、有効期間満了の2ヶ月前から受け付けていますので、興味のある方はぜひご活用ください。



Happy Halloween!!

10月29日(木) しんえい保育園にてハロウィン行事を行いました。子どもたちが、楽しみにしていたハロウィン。会社のスタッフも一緒に、「トリック オア トリート!」いっぱいお菓子をもらって、ニコニコ笑顔の一日になりました。

